

**I 令和3年度（2021年度）
市町村決算の概要（速報値）について**

- 1. 普通会計決算の概要 P1 ~ P7
- 2. 地方公営企業会計決算の概要 P8 ~ P13

**II 令和3年度（2021年度）
市町村決算に係る健全化判断比率等の
概要（速報値）について**

- 1. 健全化判断比率 P14~ P15
- 2. 公営企業の資金不足比率 P16

**III 令和2年7月豪雨被災市町村の状況について
（特定地方公共団体のみ）**

- 1. 普通会計 P17
- 2. 公営企業会計 P18

IV 用語の説明

- 1. 普通会計 P19
- 2. 公営企業会計 P20
- 3. 健全化判断比率 P21
- 4. 資金不足比率 P22

担当：熊本県総務部市町村・税務局市町村課（財政班）
TEL：096-333-2107
FAX：096-384-6561

I 令和3年度（2021年度）市町村決算の概要（速報値）について

[注意事項]

- ・ 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額及び公営企業会計（一部事務組合及び公営企業型地方独立行政法人が経営するものを含む。）の決算額をまとめたもの。
- ・ 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

1. 普通会計決算の概要

(1) 決算規模及び実質収支

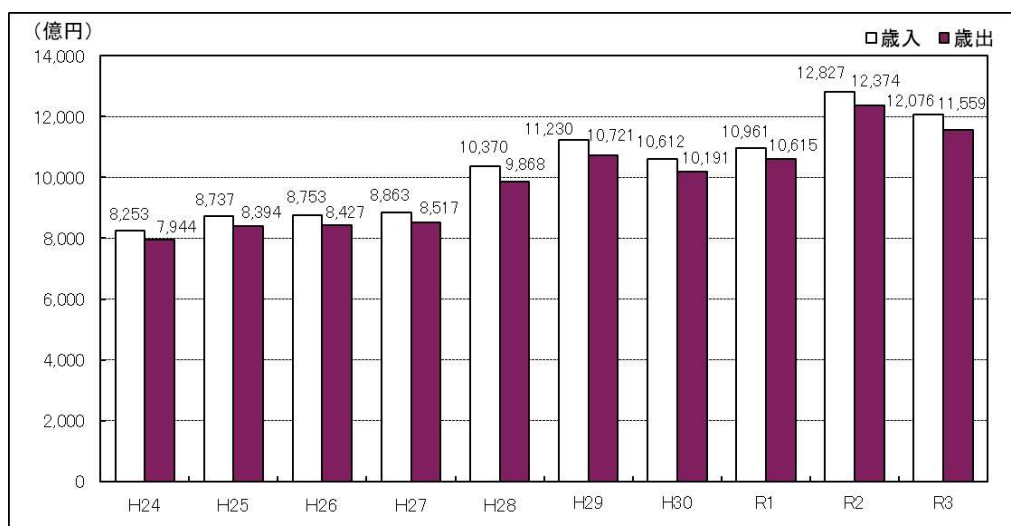
- 歳入** … 歳入総額は、1兆2,076億円と前年度と比べて減少した。
（前年度比751億円減、5.9%減）
- 歳出** … 歳出総額は、1兆1,559億円と前年度と比べて減少した。
（前年度比815億円減、6.6%減）
- 実質収支** … 実質収支は、400億円の黒字で、全団体が黒字であった。

表1 決算収支

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増減率		
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額 A	1,096,061	1,282,701	1,207,625	3.3	17.0	▲ 5.9
歳出総額 B	1,061,500	1,237,384	1,155,905	4.2	16.6	▲ 6.6
形式収支 C=A-B	34,562	45,318	51,719	▲ 18.0	31.1	14.1
翌年度繰越財源 D	7,359	15,090	11,689	▲ 37.3	105.1	▲ 22.5
実質収支 E=C-D	27,203	30,228	40,031	▲ 10.5	11.1	32.4
単年度収支 F	▲3,198	3,024	9,694	▲ 81.1	194.6	220.5
積立金 G	9,473	10,440	16,307	4.3	10.2	56.2
繰上償還金 H	40	87	149	▲ 90.3	118.7	70.3
積立金取崩し額 I	14,577	15,255	8,479	6.4	4.7	▲ 44.4
実質単年度収支 J=F+G+H-I	▲8,263	▲1,704	17,670	▲ 38.4	79.4	1137.2

図1 決算規模の推移



(2) 歳入

歳入決算額は、地方交付税、繰越金、県支出金が増加した一方で、国庫支出金が減少したことから、前年度の1兆2,827億1百万円を750億77百万円(5.9%)下回り、1兆2,076億25百万円となった。

【主な増減要因】

- ・地方交付税は、普通交付税について、再算定(追加交付)が行われたことによる増等により、259億56百万円(12.3%)の増となった。
- ・繰越金は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業の繰越額の増等により、112億8百万円(35.1%)の増となった。
- ・県支出金は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業補助金の増、国産農畜産物供給力強靱化対策事業費補助金の増等により、50億26百万円(6.0%)の増となった。
- ・地方特例交付金等は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増等により、31億41百万円(158.7%)の増となった。
- ・国庫支出金は、特別定額給付金給付事業の減等により、1,312億89百万円(32.2%)の減となった。

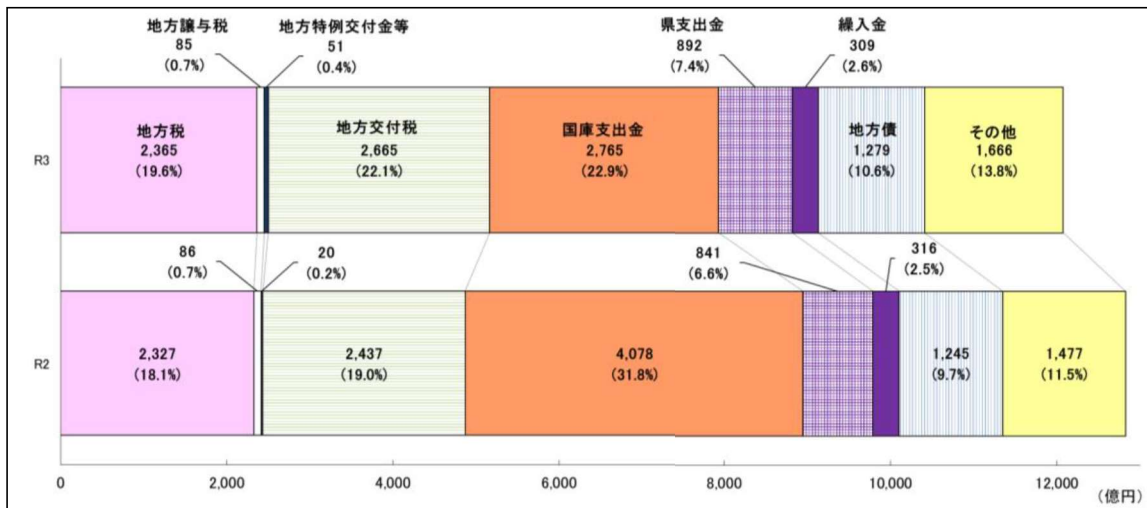
表2 歳入決算額

(単位:百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	232,695	18.1	236,456	19.6	3,761	1.6
うち個人市町村民税	90,347	7.0	89,854	7.4	▲494	▲0.5
うち法人市町村民税	16,087	1.3	16,361	1.4	274	1.7
うち固定資産税	99,965	7.8	100,057	8.3	91	0.1
地方譲与税	8,627	0.7	8,468	0.7	▲158	▲1.8
地方特例交付金等	1,979	0.2	5,120	0.4	3,141	158.7
地方交付税	243,741	19.0	266,505	22.1	22,764	9.3
うち普通交付税	211,522	16.5	237,477	19.7	25,956	12.3
うち特別交付税	32,219	2.5	29,028	2.4	▲3,191	▲9.9
その他の一般財源	49,093	3.8	51,116	4.2	2,023	4.1
小計(一般財源計)	536,135	41.8	567,665	47.0	31,530	5.9
国庫支出金	407,772	31.8	276,483	22.9	▲131,289	▲32.2
県支出金	84,133	6.6	89,159	7.4	5,026	6.0
繰入金	31,560	2.5	30,919	2.6	▲641	▲2.0
地方債	124,534	9.7	127,905	10.6	3,372	2.7
うち臨時財政対策債	28,822	2.2	29,205	2.4	383	1.3
その他の特定財源	98,568	7.7	115,494	9.6	16,926	17.2
うち繰越金	31,910	2.5	43,118	3.6	11,208	35.1
歳入合計	1,282,701	100.0	1,207,625	100.0	▲75,077	▲5.9
うち自主財源計	362,412	28.3	382,480	31.7	20,068	5.5

(注) 自主財源とは、地方公共団体自らがその機能を行って調達することのできる財源で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、譲取入をいう。

図2 歳入決算額構成比の推移



(3) 歳出（目的別）

歳出決算額は、前年度の1兆2,373億84百万円を814億79百万円（6.6%）下回り、1兆1,559億5百万円となった。

目的別では、民生費、衛生費、災害復旧費、公債費が増加した一方で、総務費が減少した。

【主な増減要因】

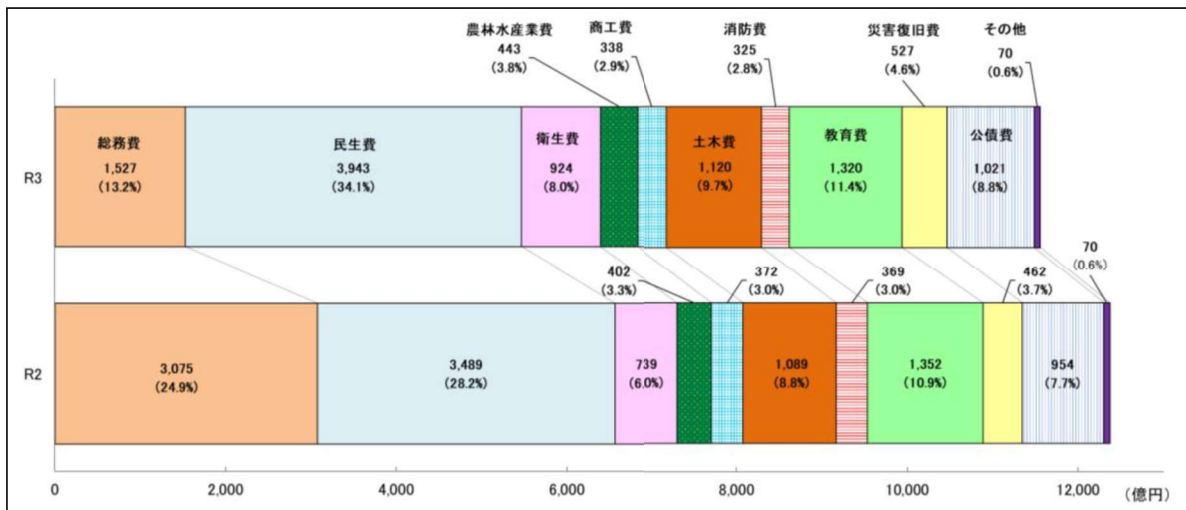
- ・民生費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯等臨時特別支援事業の増等により、454億8百万円（13.0%）の増となった。
- ・衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増や、令和2年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の増等により、185億52百万円（25.1%）の増となった。
- ・災害復旧費は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業の増、平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の増等により、65億2百万円（14.1%）の増となった。
- ・公債費は、平成28年熊本地震に係る災害復旧事業の元金償還の開始による増等により、67億28百万円（7.1%）の増となった。
- ・総務費は、特別定額給付金給付事業の減等により、1,548億34百万円（50.3%）の減となった。

表3 歳出決算額（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和2年度		令和3年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	307,544	24.9	152,711	13.2	▲154,834	▲ 50.3
民 生 費	348,913	28.2	394,321	34.1	45,408	13.0
衛 生 費	73,888	6.0	92,440	8.0	18,552	25.1
労 働 費	425	0.0	403	0.0	▲23	▲ 5.3
農 林 水 産 業 費	40,239	3.3	44,300	3.8	4,061	10.1
商 工 費	37,240	3.0	33,770	2.9	▲3,470	▲ 9.3
土 木 費	108,912	8.8	111,975	9.7	3,062	2.8
消 防 費	36,916	3.0	32,527	2.8	▲4,389	▲ 11.9
教 育 費	135,191	10.9	132,043	11.4	▲3,148	▲ 2.3
災 害 復 旧 費	46,154	3.7	52,656	4.6	6,502	14.1
公 債 費	95,404	7.7	102,133	8.8	6,728	7.1
そ の 他	6,558	0.5	6,626	0.6	68	1.0
歳 出 合 計	1,237,384	100.0	1,155,905	100.0	▲81,479	▲ 6.6

図3 歳出決算額の構成比（目的別）の推移



(4) 歳出 (性質別)

性質別では、扶助費、物件費、積立金が増加した一方で、補助費等が減少した。

【主な増減要因】

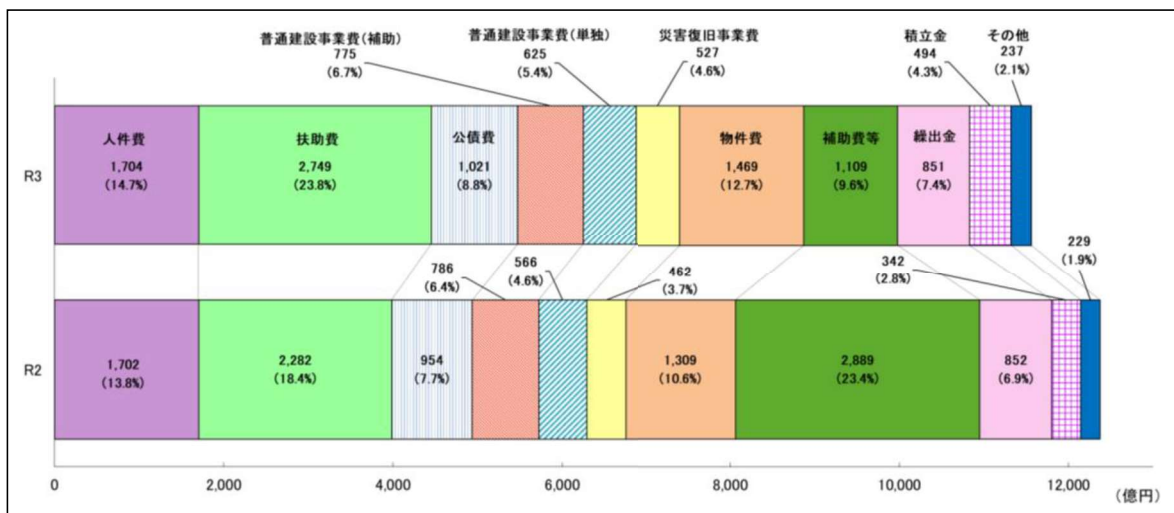
- ・扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯等臨時特別支援事業の増等により、466億39百万円（20.4%）の増となった。
- ・物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増や、令和2年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の増等により、160億27百万円（12.2%）の増となった。
- ・積立金は、災害等の突発的な財政需要に備えるための財政調整基金への積立ての増等により、151億87百万円（44.4%）の増となった。
- ・補助費等は、特別定額給付金給付事業の減等により、1,780億40百万円（61.6%）の減となった。

表4 歳出決算額 (性質別)

(単位:百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	493,832	39.9	547,341	47.4	53,509	10.8
人件費	170,234	13.8	170,374	14.7	140	0.1
扶助費	228,234	18.4	274,874	23.8	46,639	20.4
公債費	95,364	7.7	102,094	8.8	6,729	7.1
投資的経費	186,934	15.1	197,733	17.1	10,799	5.8
うち普通建設事業費	140,780	11.4	145,077	12.6	4,297	3.1
うち補助事業	78,640	6.4	77,503	6.7	▲1,137	▲1.4
うち単独事業	56,618	4.6	62,462	5.4	5,844	10.3
うち災害復旧事業費	46,154	3.7	52,656	4.6	6,502	14.1
物件費	130,856	10.6	146,883	12.7	16,027	12.2
維持補修費	8,034	0.6	7,951	0.7	▲83	▲1.0
補助費等	288,933	23.4	110,893	9.6	▲178,040	▲61.6
繰出金	85,245	6.9	85,053	7.4	▲191	▲0.2
積立金	34,200	2.8	49,387	4.3	15,187	44.4
その他	9,350	0.8	10,664	0.9	1,315	14.0
歳 出 合 計	1,237,384	100.0	1,155,905	100.0	▲81,479	▲6.6

図4 歳出決算額構成比 (性質別) の推移



(5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で85.9%となり、前年度に比べ5.5ポイント低下した。

前年度から比率が上昇した団体は2団体、低下した団体は42団体、前年度と同率の団体は1団体となった。

【参考】

- ・経常収支比率が100%を超えた団体は、令和2年度に引き続きなかった。
- ・全体的に経常収支比率が改善した主な要因としては、普通交付税の増（12.3%）、地方消費税交付金の増（8.6%）等による経常一般財源等の増が挙げられる。

表5-1 過去5年の経常収支比率の推移（単純平均）

(単位: %)

区分	H29	H30	R1	R2	R3
市	94.4	94.3	96.1	94.4	90.4
町村	89.0	91.6	91.5	90.0	83.8
市町村	90.7	92.4	92.9	91.4	85.9
全国	89.6	90.4	90.9	89.9	※

(※)…総務省の公表前のため、令和3年度の全国の経常収支比率は空欄としている（～3月下旬に公表）

表5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数

区分	H29	H30	R1	R2	R3
95%以上	6	10	14	10	4
90%～95%未満	21	22	19	15	5
85%～90%未満	14	11	10	16	17
80%～85%未満	4	2	2	4	14
80%未満	0	0	0	0	5
計	45	45	45	45	45

図5-1 過去5年の経常収支比率の推移

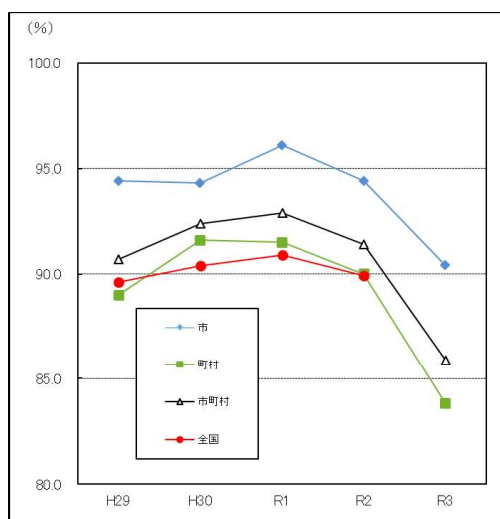
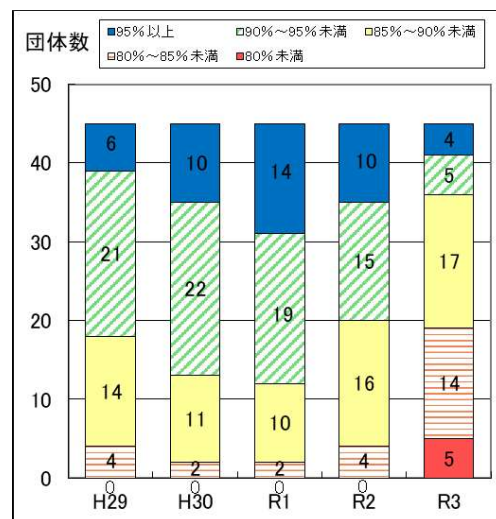


図5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数



(6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

地方債現在高は、前年度の1兆1,714億39百万円を302億48百万円（2.6%）上回り、1兆2,016億87百万円となった。

【参考】

- ・前年度から増加した団体は26団体、減少した団体は19団体となった。
- ・償還額より発行額が多かったため、地方債現在高は増加した。

積立金現在高は、前年度の2,311億6百万円を259億93百万円（11.2%）上回り、2,570億99百万円となった。

【参考】

- ・前年度から増加した団体は40団体、減少した団体は5団体となった。
- ・災害等の突発的な財政需要に備えるための財政調整基金への積立ての増等により、積立金現在高は増加した。

表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

（単位：百万円、%）

区 分	決 算 額			対 前 年 度 増 減 率		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方債現在高（A）	1,137,216	1,171,439	1,201,687	5.7	3.0	2.6
債務負担行為の翌年度以降支出 予定額（B）	188,439	189,688	181,629	▲ 6.3	0.7	▲ 4.2
積立金現在高（C）	224,639	231,106	257,099	▲ 0.3	2.9	11.2
財政調整基金	100,449	97,979	107,998	▲ 1.9	▲ 2.5	10.2
減債基金	29,088	30,237	37,181	3.2	4.0	23.0
その他の特定目的基金	95,102	102,890	111,919	0.5	8.2	8.8
(A) + (B) - (C)	1,101,016	1,130,021	1,126,217	4.7	2.6	▲ 0.3
標準財政規模（D）	509,796	523,025	553,989	0.5	2.6	5.9
(A+B) / (D) * 100	260.0	260.2	249.7			
(C) / (D) * 100	44.1	44.2	46.4			
[(A) + (B) - (C)] / (D) * 100	216.0	216.1	203.3			

※積立金現在高は、平成28年熊本地震復興基金を含む。なお、この分を除くと、令和3年度末残高は2,538億82百万円となる（対前年度比12.3%増）。

令和3年度(2021年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質単年度収支	経常収支比率	財政力指数	地方債現在高	積立金現在高	基金			標準財政規模
	地震	豪雨										うち財調基金	うち減債基金	うちその他特目基金	
熊本市	○		430,551	420,269	10,282	6,673	1,120	90.8	0.70	499,991	26,311	3,703	6,240	16,368	208,961
八代市		○	84,025	82,346	1,678	1,529	1,736	88.8	0.50	85,751	11,006	3,455	1,908	5,643	34,313
人吉市		○	32,445	31,984	461	313	▲ 484	92.3	0.44	24,173	4,998	600	2,629	1,768	9,383
荒尾市			28,998	28,275	723	511	473	89.6	0.48	17,514	6,591	3,836	532	2,223	12,635
水俣市		○	21,126	19,967	1,159	1,097	782	85.3	0.38	19,602	3,121	731	803	1,587	8,827
玉名市			36,272	34,318	1,954	1,843	1,097	95.7	0.44	33,000	8,473	5,176	801	2,497	18,534
山鹿市		○	33,108	30,606	2,502	2,342	1,181	95.0	0.33	32,403	14,687	6,708	5,370	2,610	17,632
菊池市			32,106	31,029	1,077	699	1,791	87.7	0.43	32,135	11,756	6,268	1,241	4,247	15,823
宇土市	○		22,281	20,889	1,393	1,116	509	87.6	0.53	20,940	6,903	3,709	868	2,325	9,278
上天草市			22,640	21,373	1,266	957	1,056	93.6	0.25	18,038	8,385	3,584	620	4,181	10,780
宇城市	○		37,609	36,441	1,168	878	20	89.8	0.41	42,782	14,874	9,557	753	4,563	18,333
阿蘇市	○		20,351	18,625	1,727	1,334	441	92.0	0.35	21,381	4,655	1,748	120	2,787	10,247
天草市		○	63,372	59,785	3,586	3,465	2,376	89.4	0.27	50,380	16,919	10,077	2,816	4,026	31,754
合志市			28,525	26,816	1,708	1,286	371	88.0	0.66	22,061	7,560	3,460	988	3,112	14,568
市計			893,408	862,725	30,683	24,041	12,471	90.4	0.44	920,151	146,239	62,611	25,690	57,938	421,069
市計(熊本市除く)			462,857	442,455	20,402	17,369	11,351	90.4	0.42	420,161	119,928	58,909	19,450	41,570	212,108
美里町	○		8,660	8,124	536	282	70	86.8	0.24	8,064	4,065	1,672	506	1,887	4,601
玉東町			5,825	5,733	92	51	▲ 198	87.5	0.31	2,768	3,139	516	370	2,252	2,173
南関町	○	○	8,470	8,259	212	207	180	88.5	0.40	8,261	2,737	881	167	1,689	3,838
長洲町			8,920	8,627	293	279	434	90.3	0.53	6,303	1,219	1,037	54	128	4,370
和水町	○	○	10,046	8,705	1,341	1,255	466	89.5	0.25	7,880	7,552	2,761	971	3,821	4,555
大津町	○		20,910	19,562	1,348	1,144	485	81.3	0.76	18,671	4,929	2,751	535	1,642	9,219
菊陽町			20,906	19,851	1,055	684	580	83.3	0.97	17,038	5,457	2,196	389	2,872	9,650
南小国町	○	○	6,430	5,786	644	457	469	80.1	0.21	3,177	2,519	1,432	5	1,082	2,632
小国町	○	○	8,825	7,976	849	325	69	80.5	0.24	6,198	1,447	688	196	563	3,648
産山村	○	○	2,763	2,613	149	133	155	74.9	0.16	2,303	1,086	817	78	191	1,279
高森町	○		9,605	9,380	224	171	396	77.5	0.24	5,258	4,732	2,034	10	2,687	3,195
西原村	○		8,192	7,382	809	610	444	85.1	0.35	10,641	4,188	2,511	227	1,451	3,446
南阿蘇村	○		14,496	13,749	748	704	84	96.6	0.23	22,850	4,473	1,394	281	2,798	6,187
御船町	○		14,582	13,680	902	815	719	84.0	0.35	15,707	3,874	1,418	306	2,150	5,644
嘉島町	○		8,382	7,678	704	34	24	84.7	0.67	8,327	2,382	1,589	129	664	3,330
益城町	○		25,100	23,889	1,211	932	▲ 280	86.6	0.53	45,938	7,675	1,121	1,601	4,953	9,059
甲佐町	○		9,620	8,883	737	723	100	80.1	0.31	11,413	2,924	1,467	152	1,305	4,155
山都町	○	○	17,378	15,938	1,440	888	459	79.8	0.22	8,417	2,597	1,058	315	1,225	7,748
氷川町			8,047	7,346	701	671	23	95.5	0.28	6,745	2,327	1,500	65	762	4,333
芦北町	○		18,221	17,015	1,206	1,083	531	86.3	0.35	12,708	4,649	1,320	537	2,793	6,570
津奈木町	○		4,719	4,533	185	107	▲ 25	81.9	0.23	2,610	3,449	784	576	2,089	2,263
錦町	○		9,419	9,093	326	199	222	81.2	0.39	5,518	3,408	1,601	189	1,618	3,631
多良木町	○		8,883	8,368	514	468	137	82.5	0.24	5,751	2,950	1,081	507	1,361	4,265
湯前町	○		4,503	4,009	494	351	3	78.7	0.16	2,878	2,087	945	61	1,081	2,152
水上村	○	○	5,125	4,394	731	705	▲ 68	80.5	0.16	3,616	3,669	926	569	2,174	2,000
相良村	○		5,601	5,358	243	3	172	83.0	0.20	3,399	2,145	1,616	52	477	2,453
五木村	○	○	3,326	2,943	384	339	12	82.5	0.22	3,400	2,549	703	355	1,491	1,452
山江村	○		5,222	4,525	698	665	175	86.1	0.15	3,246	2,385	909	314	1,161	2,139
球磨村	○		11,115	9,897	1,218	877	601	73.8	0.15	5,786	3,134	1,072	706	1,356	2,529
あさぎり町	○		15,213	14,352	861	672	▲ 1,577	84.1	0.23	10,130	9,467	4,414	1,035	4,018	6,699
苓北町			5,711	5,528	183	154	338	85.1	0.45	6,535	1,649	1,174	234	241	3,705
町村計			314,216	293,180	21,036	15,989	5,199	83.8	0.33	281,536	110,860	45,387	11,491	53,982	132,920
市町村計			1,207,625	1,155,905	51,719	40,031	17,670	85.9	0.36	1,201,687	257,099	107,998	37,181	111,919	553,989
市町村計(熊本市除く)			777,073	735,636	41,438	33,358	16,550	85.8	0.36	701,697	230,788	104,296	30,941	95,551	345,028

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。

また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

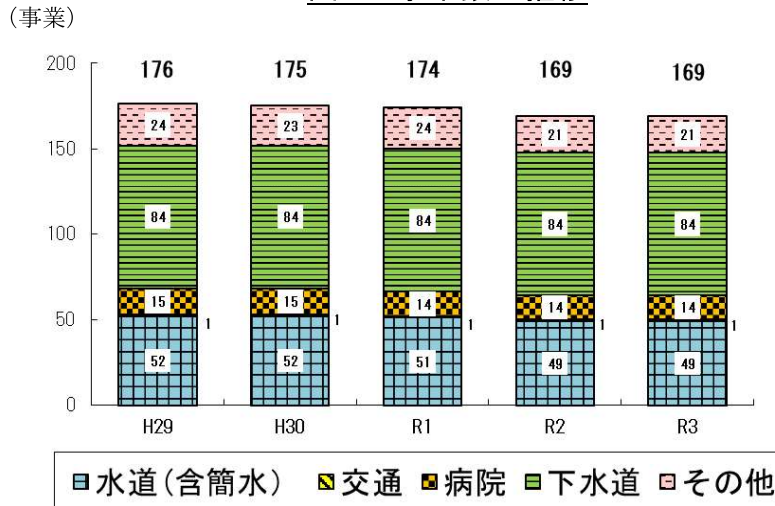
※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

2. 地方公営企業会計決算の概要

(1) 事業数

事業数は、前年度同様 169 事業（うち法適用事業 91 事業、法非適用事業 78 事業）となった。

図 1 事業数の推移

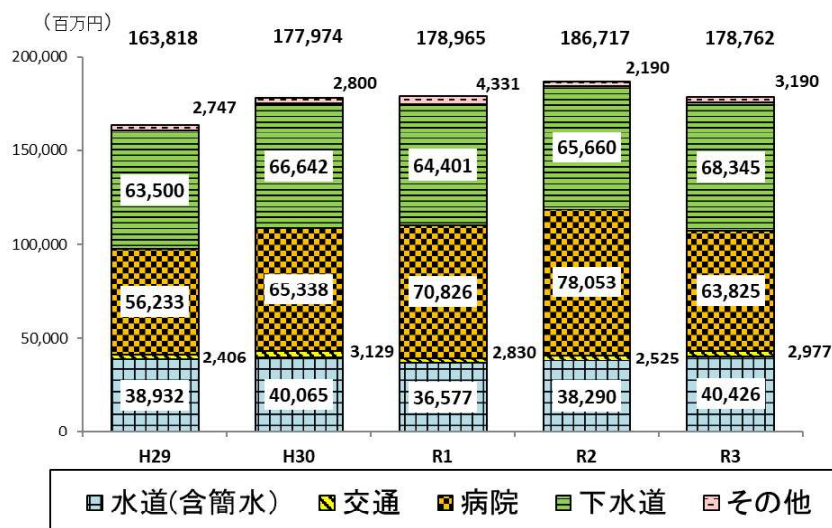


(2) 決算規模

決算規模※は、老朽化に伴う施設更新工事に係る建設改良費の増加によって水道事業及び下水道事業で増加したものの、それ以上に、前年度までで新病院に係る建設事業が完了した地方独立行政法人くまもと県北病院で建設改良費が減少したことにより、1,787 億 62 百万円（対前年度比▲79 億 55 百万円、▲4.3%）となった。

※決算規模とは：収益的支出（減価償却費を除く）、資本的支出及びそれらに係る消費税の合計

図 2 決算規模の推移



(3) 経営状況

公営企業全体の総収支は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金受入及び新病院の本格稼働等により病院事業で黒字幅が大きく拡大したことで、全体の黒字幅も増加し、181億71百万円（対前年度比+57億60百万円、+46.4%）の黒字となっている。黒字事業は147事業、赤字事業は22事業となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は、22事業で、その額は、病院事業における黒字計上等により減少し、229億79百万円（対前年度比▲45億45百万円、▲16.5%）となった。

法適用企業で不良債務を有する事業は、6事業で、その額は、公共下水道事業における流動資産の増加等により減少し、2億73百万円（対前年度比▲3億16百万円、▲53.6%）となった。

表 3-1 全体の経営状況

（単位：百万円）

区分	収支額		黒字				赤字				
	R2	R3	R2		R3		R2		R3		
	金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	4,418	4,065	4,644	26	4,247	23	226	3	182	6
	簡水	▲33	9	0	0	9	2	33	1	0	0
	交通	▲205	▲34	0	0	0	0	205	1	34	1
	病院	5,228	10,787	5,829	11	10,898	13	601	3	110	1
	下水道	2,199	2,657	3,253	28	3,309	29	1,053	12	652	12
	その他	34	37	34	4	37	4	0	0	0	0
小計	11,641	17,522	13,759	69	18,500	71	2,118	20	978	20	
法非適用企業	簡水	140	172	140	19	172	18	0	0	0	0
	下水道	141	183	161	42	191	41	20	2	8	2
	その他	489	295	489	17	295	17	0	0	0	0
小計	770	649	790	78	657	76	20	2	8	2	
合計	12,411	18,171	14,549	147	19,157	147	2,138	22	986	22	

表 3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

（単位：百万円）

区分	累積欠損金				不良債務				※1：資本不足①				※2：資本不足②				
	R2		R3		R2		R3		R2		R3		R2		R3		
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	67	1	143	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	簡水	33	1	32	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	25,543	8	20,531	6	0	0	0	0	16,456	3	12,915	1	7,318	2	4,703	1
	下水道	1,881	12	2,273	11	589	5	273	6	20	4	13	2	2	1	4	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	27,524	22	22,979	22	589	5	273	6	16,477	7	12,928	3	7,320	3	4,707	2	

※1：資本不足① 資本不足額(△)＝資産合計－負債合計

※2：資本不足② 資本不足額(△)＝資産合計－[負債合計－繰延収益(長期前受金)]

貸借対照表上で負債として計上されている長期前受金に返済義務がないため、参考として、負債から長期前受金を控除した額を算出している。

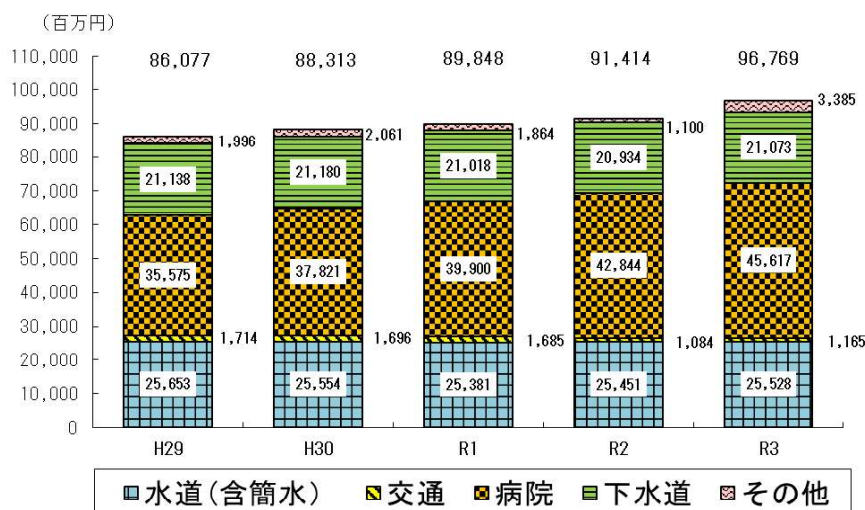
表 3-3 個別事業の経営状況

区分 (団体数)		R3年度該当団体	R2年度からの増減
上水道	純損失 (6)	宇城市、南阿蘇村、甲佐町、山都町、錦町、上天草・宇城水道企業団	増：南阿蘇村、甲佐町、上天草・宇城水道企業団 減：無し
	累積欠損金 (4)	宇城市、山都町、錦町、上天草・宇城水道企業団	増：宇城市、山都町、上天草・宇城水道企業団 減：無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
簡易水道	純損失	無し	増：無し 減：八代市
	累積欠損金 (1)	八代市	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
交通	純損失 (1)	熊本市	無し
	累積欠損金	無し	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
病院	純損失 (1)	宇城市	増：無し 減：山都町、地方独立行政法人くまもと県北病院
	累積欠損金 (6)	熊本市、山鹿市、上天草市、宇城市、阿蘇市、小国町外1ヶ町公立病院組合	増：無し 減：荒尾市、和水町
	不良債務	無し	増：無し 減：山鹿市
	資本不足 (1)	熊本市	増：無し 減：山鹿市、阿蘇市
下水道 (法適)	純損失 (12)	人吉市 (公共)、宇城市 (公共)、宇城市 (特環)、宇城市 (農集)、合志市 (公共)、合志市 (特環)、南関町 (特環)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)、大津町 (公共)、大津町 (農集)、あさぎり町 (簡易排水)	増：宇城市 (特環)、宇城市 (農集)、南関町 (特環) 減：山鹿市 (特環)、菊池市 (公共)、益城町 (特環)
	累積欠損金 (11)	菊池市 (特地排水)、宇城市 (農集)、合志市 (公共)、合志市 (特環)、合志市 (農集)、南関町 (特環)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)、大津町 (公共)、大津町 (農集)、あさぎり町 (簡易排水)	増：宇城市 (農集)、南関町 (特環) 減：菊池市 (公共)、菊池市 (個別排水)、益城町 (特環)
	不良債務 (6)	山鹿市 (特環)、宇城市 (公共)、宇城市 (特環)、南関町 (特環)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)	増：南関町 (特環) 減：無し
	資本不足 (2)	長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)	増：無し 減：菊池市 (特地排水)、菊池市 (個別排水)
簡易水道 (法非適)	赤字	無し	無し
下水道 (法非適)	赤字 (2)	阿蘇市 (公共)、相良村 (農集)	増：相良村 (農集) 減：熊本市 (農集)
その他 (法非適)	赤字	無し	無し

(4) 料金収入

料金収入は、前年度に行っていた水道事業及び下水道事業における令和2年7月豪雨に係る使用料の減免の影響や地方独立行政法人くまもと県北病院における新病院への移転のための入院制限の影響がなくなったこと等により増加し、967億69百万円（対前年度比+53億55百万円、+5.9%）となった。

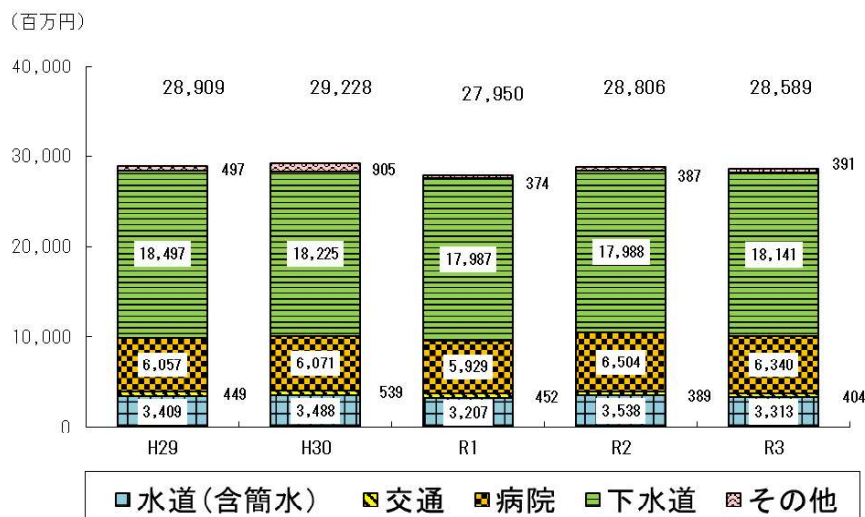
図4 料金収入の推移



(5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、水道事業において赤字補填や企業債償還金充当のための繰入金が減少したこと等により減少し、285億89百万円（対前年度比▲2億17百万円、▲0.8%）となった。

図5 他会計繰入金の推移



(6) 建設投資

建設投資額は、地方独立行政法人くまもと県北病院の新病院建設事業が完了したこと等により減少し、458億7百万円（対前年度比▲89億9百万円、▲16.3%）となった。

建設投資に係る企業債発行額は、建設投資額の減少に伴い減少し、173億85百万円（対前年度比▲123億2百万円、▲41.4%）となった。

図 6-1 建設投資額の推移

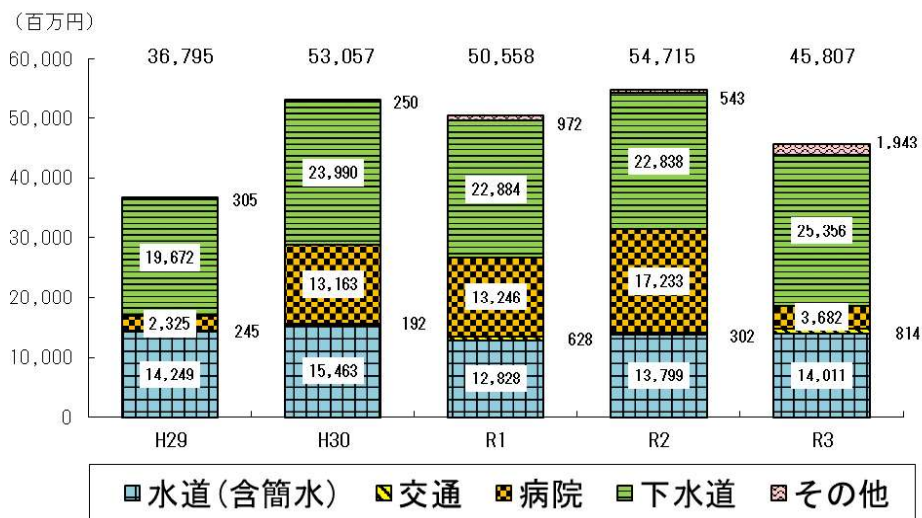
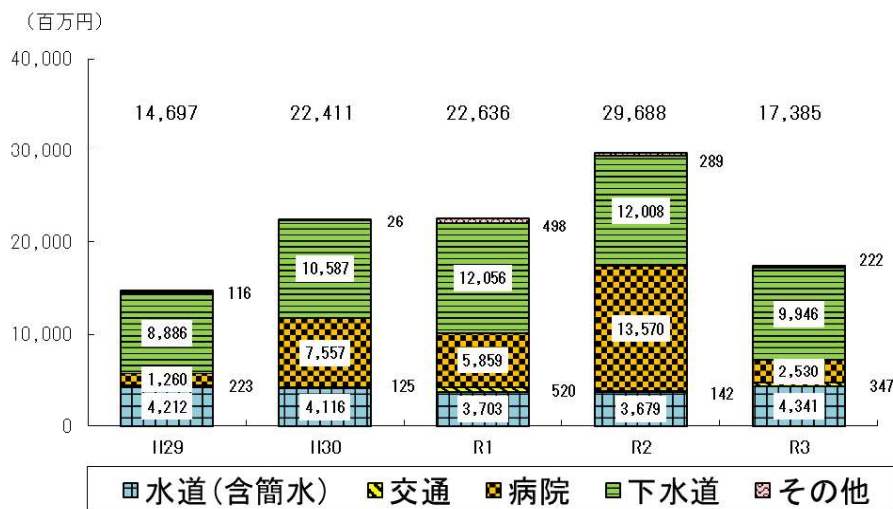


図 6-2 建設投資に係る企業債発行額の推移

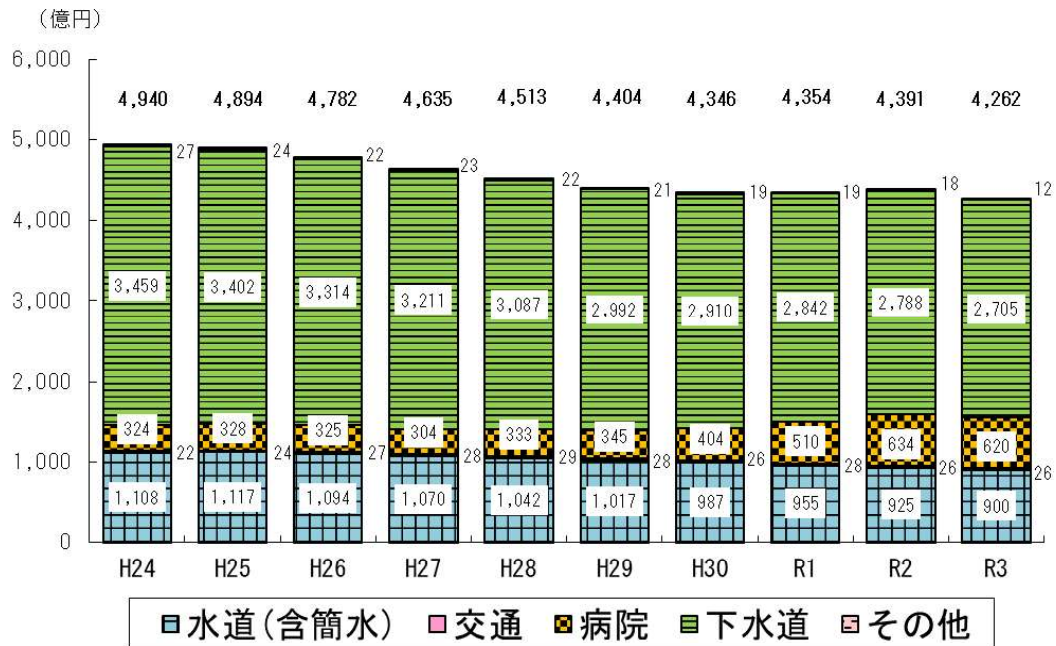
（借換えなどに係る企業債を除いたもの）



(7) 企業債現在高

企業債現在高は、年間の発行額より償還額が多かったため減少し、4,262億44百万円（対前年度比▲128億50百万円、▲2.9%）となった。

図7 企業債現在高の過去10年間の推移



Ⅱ 令和3年度（2021年度）市町村決算に係る健全化判断比率等の概要（速報値）について

（健全化判断比率・資金不足比率について）

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、8.0%（前年度比+0.1ポイント））
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、32.7%（前年度比▲9.0ポイント））

（参考）早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて※ 11.25～15 %	20 %
連結実質赤字比率	財政規模に応じて※ 16.25～20 %	30 %
実質公債費比率	25 %	35 %
将来負担比率	350 %	—
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

令和3年度(2021年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	地震	豪雨	R2	R3	増減	R3	(早期健全化基準)	R3	(早期健全化基準)	R2	R3	増減	R2	R3	増減	R2	R3	増減
熊本市	○		91.0	90.8	▲0.2	—	(11.25)	—	(16.25)	6.0	5.4	▲0.6	121.9	104.6	▲17.3	10,007	9,943	▲65
八代市		○	95.0	88.8	▲6.2	—	(11.63)	—	(16.63)	9.4	9.2	▲0.2	94.7	90.3	▲4.4	2,662	5,363	2,701
人吉市		○	96.9	92.3	▲4.6	—	(13.44)	—	(18.44)	4.9	5.6	0.7	37.4	24.8	▲12.6	1,856	3,229	1,374
荒尾市			90.7	89.6	▲1.1	—	(12.99)	—	(17.99)	9.4	9.4	0.0	—	12.1	12.1	4,465	4,368	▲97
水俣市		○	96.7	85.3	▲11.4	—	(13.55)	—	(18.55)	10.7	9.8	▲0.9	51.3	33.1	▲18.2	923	1,533	611
玉名市			99.0	95.7	▲3.3	—	(12.57)	—	(17.57)	8.5	8.9	0.4	15.5	10.5	▲5.0	5,866	5,977	111
山鹿市		○	98.7	95.0	▲3.7	—	(12.61)	—	(17.61)	9.5	9.4	▲0.1	—	—	—	11,996	12,077	82
菊池市			95.9	87.7	▲8.2	—	(12.72)	—	(17.72)	10.8	10.4	▲0.4	21.3	13.7	▲7.6	6,563	7,509	946
宇土市	○		94.8	87.6	▲7.2	—	(13.46)	—	(18.46)	10.3	10.6	0.3	20.3	—	▲20.3	3,629	4,577	948
上天草市			93.0	93.6	0.6	—	(13.21)	—	(18.21)	11.9	11.5	▲0.4	—	—	—	3,322	4,204	882
宇城市	○		93.9	89.8	▲4.1	—	(12.58)	—	(17.58)	8.7	9.1	0.4	15.1	22.9	7.8	9,897	10,311	414
阿蘇市	○		94.6	92.0	▲2.6	—	(13.29)	—	(18.29)	7.8	8.1	0.3	41.1	47.4	6.3	1,668	1,868	200
天草市		○	93.6	89.4	▲4.2	—	(11.73)	—	(16.73)	9.4	9.5	0.1	20.9	0.6	▲20.3	9,997	12,894	2,897
合志市			88.0	88.0	0.0	—	(12.81)	—	(17.81)	6.7	6.7	0.0	—	—	—	4,005	4,448	443
美里町	○		94.5	86.8	▲7.7	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	6.4	0.0	—	—	—	2,177	2,178	1
玉東町			87.0	87.5	0.5	—	(15.00)	—	(20.00)	4.4	4.7	0.3	—	—	—	815	886	71
南関町	○	○	92.5	88.5	▲4.0	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	8.4	▲0.1	18.5	28.0	9.5	908	1,048	140
長洲町			95.2	90.3	▲4.9	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	6.9	▲0.7	41.5	29.3	▲12.2	818	1,091	272
和水町	○	○	94.6	89.5	▲5.1	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	10.3	0.0	—	—	—	3,869	3,731	▲138
大津町	○		88.7	81.3	▲7.4	—	(13.47)	—	(18.47)	8.0	6.5	▲1.5	—	—	—	3,081	3,286	206
菊陽町			89.3	83.3	▲6.0	—	(13.39)	—	(18.39)	6.3	5.0	▲1.3	10.5	24.4	13.9	2,275	2,585	310
南小国町	○	○	91.1	80.1	▲11.0	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	5.7	▲0.7	—	—	—	880	1,437	557
小国町	○	○	87.6	80.5	▲7.1	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	7.7	▲0.9	23.9	4.7	▲19.2	690	884	194
産山村	○	○	87.9	74.9	▲13.0	—	(15.00)	—	(20.00)	7.5	7.1	▲0.4	—	—	—	811	895	83
高森町	○		83.5	77.5	▲6.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.8	5.6	▲0.2	—	—	—	1,667	2,044	377
西原村	○		90.5	85.1	▲5.4	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	7.2	0.3	—	—	—	2,586	2,738	152
南阿蘇村	○		99.8	96.6	▲3.2	—	(14.36)	—	(19.36)	9.2	10.3	1.1	50.9	41.3	▲9.6	1,682	1,675	▲7
御船町	○		93.0	84.0	▲9.0	—	(14.62)	—	(19.62)	10.1	11.6	1.5	77.8	37.3	▲40.5	1,335	1,724	389
嘉島町	○		98.2	84.7	▲13.5	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	9.4	0.9	62.0	76.9	14.9	1,461	1,717	257
益城町	○		94.9	86.6	▲8.3	—	(13.51)	—	(18.51)	8.8	8.8	0.0	32.9	38.1	5.2	2,377	2,722	346
甲佐町	○		85.9	80.1	▲5.8	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	6.3	0.0	53.1	32.0	▲21.1	1,463	1,619	156
山都町	○	○	82.8	79.8	▲3.0	—	(13.82)	—	(18.82)	4.8	4.6	▲0.2	6.0	2.2	▲3.8	1,168	1,373	204
水川町			98.7	95.5	▲3.2	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	10.5	2.5	44.2	35.1	▲9.1	1,805	1,565	▲240
芦北町		○	94.4	86.3	▲8.1	—	(14.20)	—	(19.20)	4.0	4.3	0.3	—	—	—	1,582	1,856	274
津奈木町		○	87.2	81.9	▲5.3	—	(15.00)	—	(20.00)	1.9	2.6	0.7	—	—	—	1,287	1,361	73
錦町		○	87.9	81.2	▲6.7	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	8.6	▲0.3	63.2	23.1	▲40.1	1,420	1,790	370
多良木町		○	89.0	82.5	▲6.5	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	7.8	▲0.2	31.3	3.3	▲28.0	1,585	1,589	4
湯前町		○	89.7	78.7	▲11.0	—	(15.00)	—	(20.00)	4.6	5.1	0.5	—	—	—	887	1,006	119
水上村	○	○	84.7	80.5	▲4.2	—	(15.00)	—	(20.00)	9.7	11.4	1.7	—	—	—	1,293	1,495	202
相良村		○	85.9	83.0	▲2.9	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	8.2	0.3	2.7	—	▲2.7	1,361	1,668	306
五木村	○	○	86.1	82.5	▲3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	8.9	1.3	—	—	—	895	1,058	163
山江村		○	89.2	86.1	▲3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	11.3	10.9	▲0.4	—	—	—	1,061	1,223	163
球磨村		○	82.7	73.8	▲8.9	—	(15.00)	—	(20.00)	5.2	5.4	0.2	—	—	—	1,471	1,778	306
あさぎり町		○	87.5	84.1	▲3.4	—	(14.15)	—	(19.15)	8.3	8.3	0.0	—	—	—	5,638	5,449	▲189
苓北町			89.5	85.1	▲4.4	—	(15.00)	—	(20.00)	13.4	12.9	▲0.5	83.6	49.3	▲34.3	1,013	1,408	395
			91.4	85.9	▲5.5	—		—		7.9	8.0	0.1	41.7	32.7	▲9.0	2,849	3,226	377

※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

※ 前年度に引き続き、全団体に実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

※ 実質公債費比率の早期健全化基準：25%

※ 将来負担比率の早期健全化基準：350%

※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、

「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

2. 公営企業の資金不足比率

- ・ 県内136の公営企業会計中、資金の不足額がある公営企業会計は1会計であった。(阿蘇市：下水道事業特別会計)
- ・ 資金不足比率において、経営健全化基準(20%)以上の公営企業会計はなかった。

表1 資金不足がある公営企業会計の資金不足比率

(単位：千円、%)

市町村名	公営企業会計名	令和2年度		令和3年度		増減 (R3-R2)	
		資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率
阿蘇市	下水道事業特別会計	—	—	7,143	6.9	7,143	6.9

表2 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

事業区分	市町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 3	0 / 29
簡易水道事業	0 / 20	0 / 0	0 / 20
工業用水道事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
交通事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
電気事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
港湾整備事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
病院事業	0 / 10	0 / 2	0 / 12
と畜場事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
宅地造成事業	0 / 7	0 / 0	0 / 7
下水道事業	0 / 59	0 / 0	0 / 59
観光施設事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
合計	0 / 131	0 / 5	0 / 136

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数

(参考) 資金不足比率の経営健全化基準

20%

※経営健全化基準が20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定・報告等が必要

Ⅲ 令和2年7月豪雨被災市町村の状況について (特定地方公共団体※のみ)

1. 普通会計

- 特定地方公共団体22団体の決算規模は、歳入総額が前年度から7億円増の3,793億円、歳出総額が前年度から18億円減の3,585億円となった。

各種財政指標の状況は、以下のとおり。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.1ポイント増加し、7.7%となった。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還は今後本格化する見込みだが、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いことから、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられる。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	前年度から11.7ポイント減少し、23.3%となった。減少した主な要因は、財政調整基金等への積立てにより充当可能基金が増加したため。なお、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いため、影響は限定的と考えられる。
財政調整基金	前年度から45億円増加し、446億円となった。増加した主な要因は、今後の復興事業等に備えて積立てを行ったため。

- 令和3年度決算では、国の様々な財政支援によって、財政的に大きな影響は生じていない。しかし、今後進められる復興に向けた取組については、災害復旧事業と同様の地方財政措置は講じられないことから、引き続き、丁寧に実情を把握していくこととしている。

【参考3】 特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
歳入総額 A	3,786	3,793	7	0.2
歳出総額 B	3,602	3,585	▲18	▲0.5
形式収支 C=A-B	184	209	25	13.4
翌年度繰越財源 D	48	34	▲14	▲28.7
実質収支 C-D	136	175	38	28.1

【参考4】 特定地方公共団体の財政指標及び積立金

(単位:億円、%)

区分	令和2年度	令和3年度	増減	増減率
経常収支比率	90.1	83.9	▲6.2	-
実質公債費比率	7.6	7.7	0.1	-
将来負担比率	35.0	23.3	▲11.7	-
積立金現在高	954	1,086	132	13.8
財政調整基金	401	446	45	11.2
減債基金	141	202	60	42.6
その他特定目的基金	411	438	27	6.6

※ 特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、天草市、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町が該当（22市町村））

2. 公営企業会計

- 特定地方公共団体22団体の事業のうち、法適用事業では、総収入は9億12百万円増加し、総費用は13百万円減少した。総収入の主な増加要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る補助金の増加によるもの。法非適用事業では、総収入が4億49百万円、総費用が3億56百万円減少しているが、前年度は豪雨災害に係る復旧費用が増加したこと及びそれに伴い他会計繰入金が増加したことによるもの。
- 総収入のうち、料金収入は、法適用事業では2億6百万円増加しており、主な増加要因は、水道事業及び下水道事業において前年度に行っていた豪雨災害に係る使用料の減免の影響がなくなったことや、下水道事業の法適用事業への移行等によるもの。法非適用事業では60百万円減少しており、主な減少要因は、前述の法適用事業への移行等によるもの。
- 黒字事業は72事業、赤字事業は6事業となっているが、資金不足の団体はなく、豪雨災害の発生により経営に大きな影響を受けている状況は見受けられないが、引き続き、丁寧に実情を把握していくこととしている。

【参考5】特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
法適用事業	総収入	342	352	9	2.7
	総費用	310	310	▲0	▲0.0
法非適用事業	総収入	39	35	▲4	▲11.5
	総費用	28	24	▲4	▲12.9

【参考6】特定地方公共団体の料金収入

(単位：億円、%)

(1) 法適用事業

事業区分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
水道	44.0	44.9	0.9	2.0
病院	126.8	126.4	▲0.4	▲0.3
下水道	29.9	31.5	1.6	5.3
総計	200.6	202.7	2.1	1.0

(2) 法非適用事業

事業区分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
簡易水道	3.4	3.7	0.3	7.9
下水道	9.7	9.3	▲0.4	▲4.4
その他	5.1	4.7	▲0.4	▲8.7
総計	18.2	17.6	▲0.6	▲3.3

IV 用語の説明

1. 普通会計

【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみのものである。

【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいくほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2. 公営企業会計

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

※ 法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものをいう。

【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

※ 流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

※ 流動資産 現金及び短期間（1年）のうちに回収・現金化される資産。

【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

3. 健全化判断比率

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

$$\frac{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額〕－解消可能資金不足額

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

①次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

②資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する）。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額を用いる。